

第242回

広島県都市計画審議会
(別冊)

と き 平成31年2月4日(月)
ところ 広島県庁自治会館1階101会議室

廿 日 市 市

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の
用途変更について

(廿日市市許可)

平 3 0 - 第 1 9 3 7 7 3 号

平 成 3 1 年 2 月 4 日

広島県都市計画審議会会長様

廿 日 市 市 長
〔 〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号 〕
建 設 部 建 築 指 導 課

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の用途変更について（諮問）

このことについて、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要

1 申請者住所氏名

住 所： 広島県廿日市市木材港北 4 番 60 号

氏 名： 安田金属株式会社 代表取締役 安田 秀吉

2 申請地

広島県廿日市市木材港北 1069 番地 10

3 申請理由

申請者は、平成 25 年に申請地北側の市道を挟んだ別敷地（以下、「現事業地」という。）において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条」及び「建築基準法第 51 条ただし書き」の許可を取得し、一日あたりの処理能力が 9.6 トンとなる廃プラスチック類の破砕施設（以下、「許可対象破砕施設」という。）を設置し、リサイクル工場を運営している。

しかし、現事業地の土地及び建物は他者からの賃貸借であり、この度、賃貸借契約が解除されることとなったため、自社が所有する申請地の工場へ移転することとなった。この移転に伴い、許可対象破砕施設も移設し、事業を継続するため、建築基準法第 51 条ただし書きの許可を要するに至ったものである。

4 申請概要

(1) 用途地域 準工業地域

(2) 敷地面積 678.15 m² (約 0.07 h a)

(3) 建築物の概要

- 建築面積 406.56 m²
- 延べ面積 406.56 m²
- 建築物の構造 鉄骨造（平屋建て）
- 建築物の用途 工場

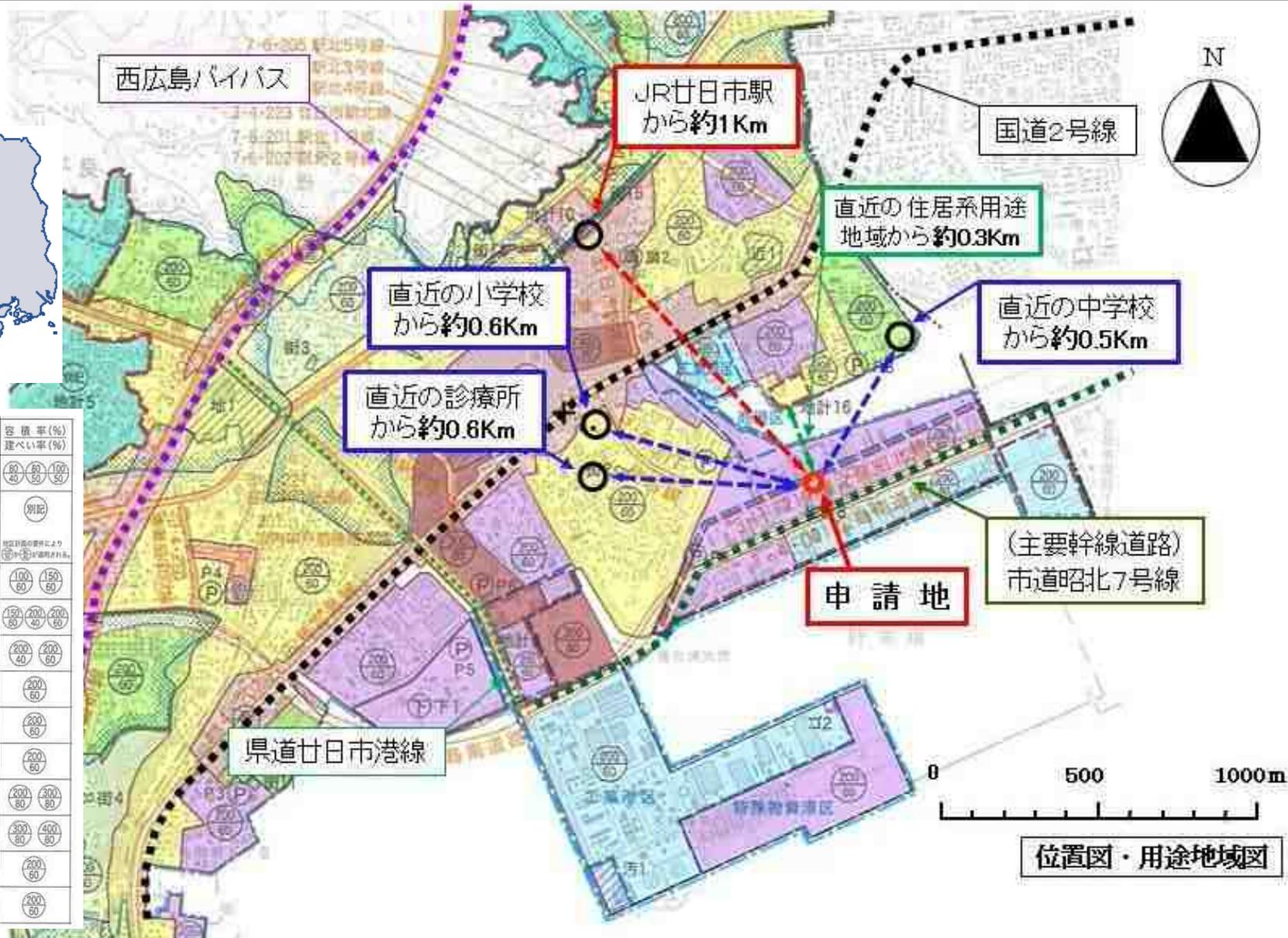
(4) 処理施設の概要（法第 51 条ただし書き許可の対象となる部分）

- 用 途 産業廃棄物処理施設
- 施設の種類 廃プラスチック類の破砕施設（中間処理）
- 施設の処理能力

現事業地（移転前）	申請地（移転後）	許可が必要な 処理能力
破砕機×1台 9.6 (t/日)	破砕機×1台（移設） 9.6 (t/日) 破砕機×1台（既設） 4.8 (t/日)	5.0 (t/日) を超 える処理能力

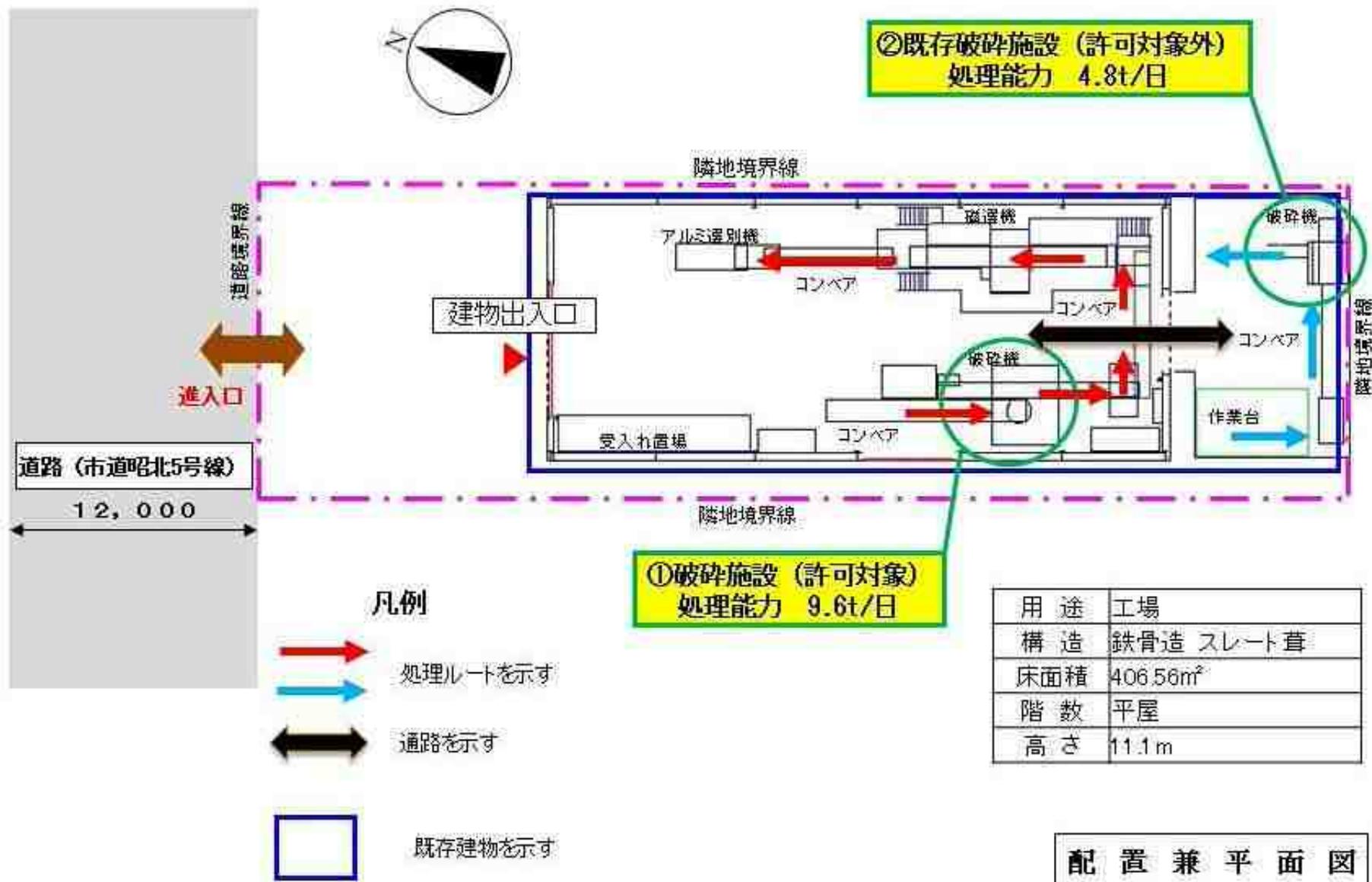
5 廿日市市の意見

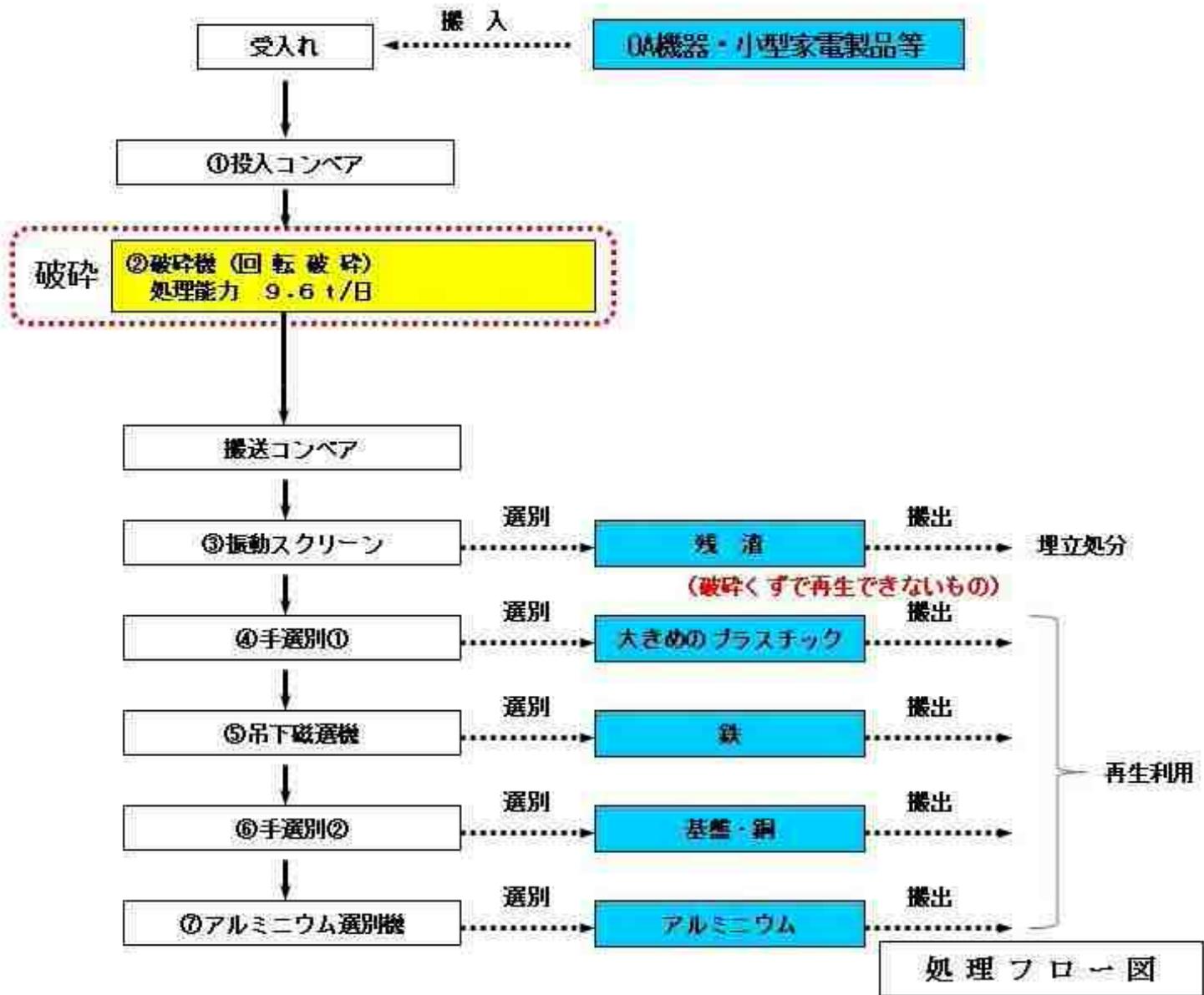
- 申請地は、+準工業地域内に位置している。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく施設の設置許可について、広島県西部厚生環境事務所と協議済みであり、支障ない判断を得ている。
- 申請者は今回の計画について地元説明を行っており、理解を得ている。
- 周辺状況等を総合的に評価した結果、敷地の位置は都市計画上支障ないと判断している。

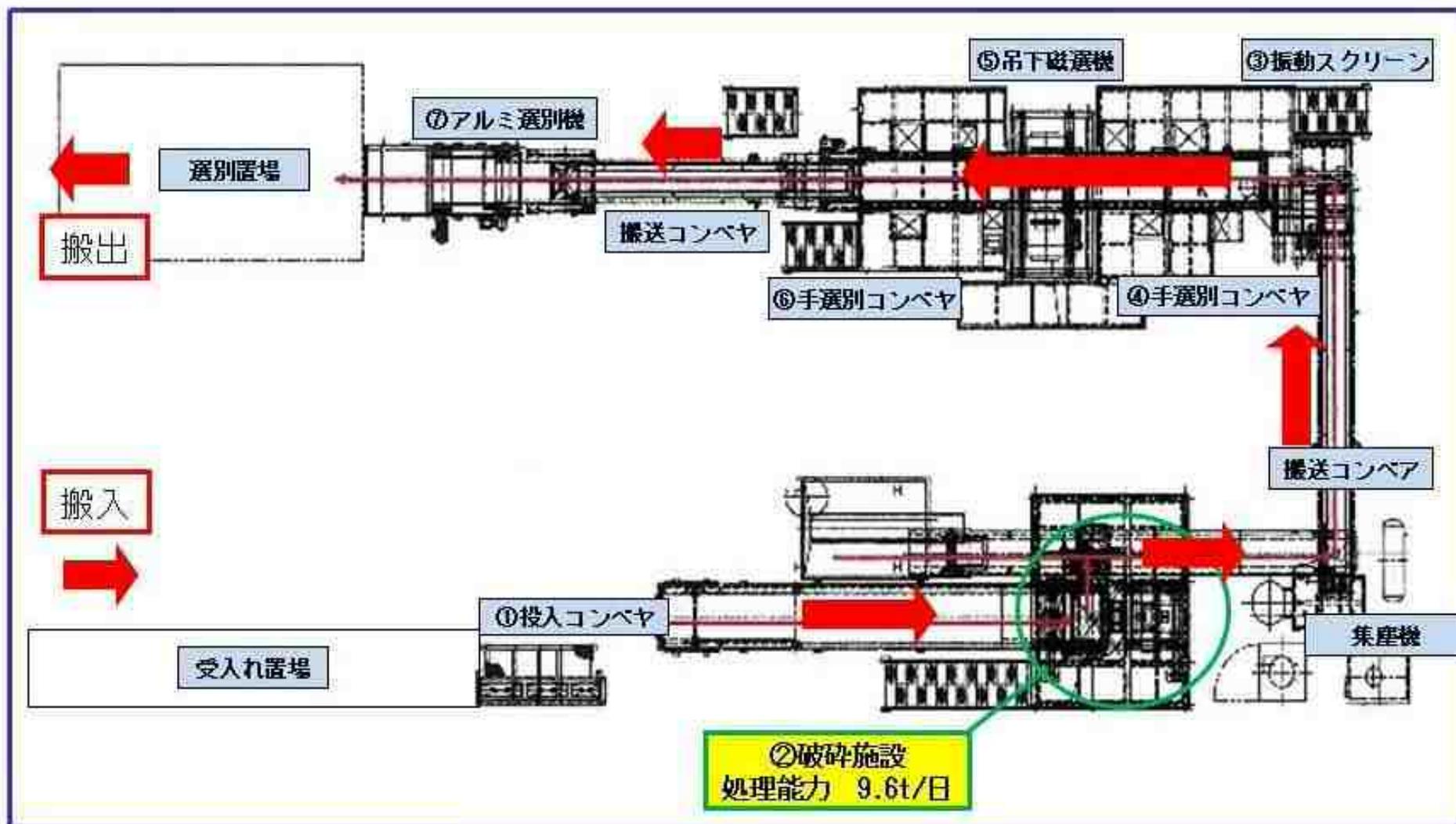


凡例		容積率(%)
用途地域		第一種低層住居専用地域
		第二種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
		第一種住居地域
		第二種住居地域
		準住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
		準工業地域
	工業地域	

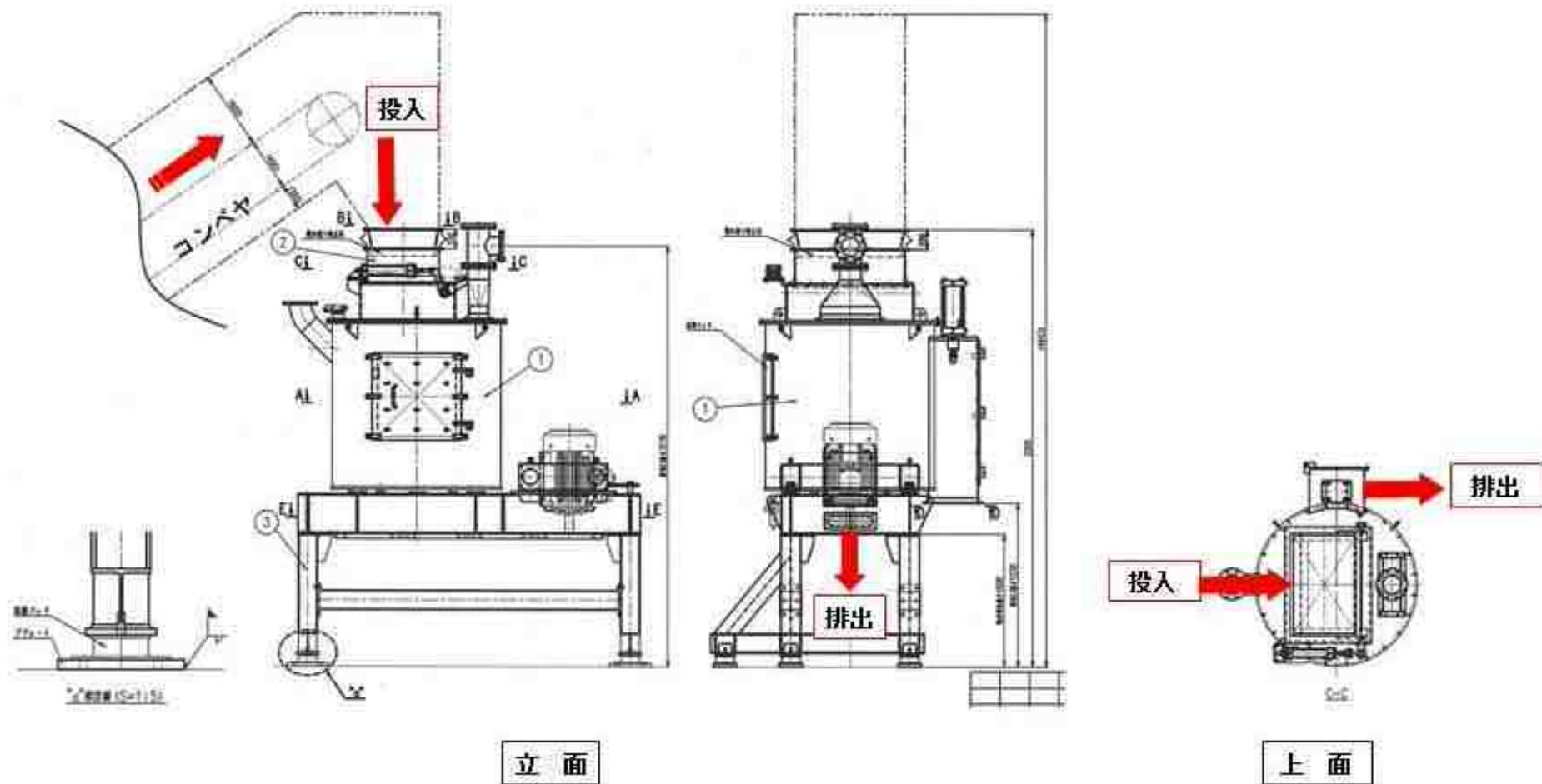








設備配置図



破 碎 機 姿 図